

農林水産省発注公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第138号

23経第545号

平成23年6月28日

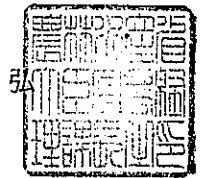
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴 志 浩



農林水産省大臣官房経理課長

山 下 容



農林水産省が発注する売買、貸借、請負その他の全ての契約（工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務に係るものを除く。）（当該契約に係る再請負契約、再委任契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と農林水産省は、都道府県警察と農林水産省の部局（契約行為を行う部局をいう。以下同じ。）の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

（契約条項の定め）

第1 農林水産省各部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）は、公共事業等の契約において、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙第1のとおり。以下「排除対象者」という。）を排除するため、新規に契約を締結する場合には、「暴力団排除に関する特約条項」（別紙第2のとおり。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。）を契約書に付すこととする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

（誓約事項の定め）

第2 契約担当官等は、入札等（入札、競り売り、見積り合わせをいう。以下同じ。）に

参加しようとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料又はこれに準じる資料（以下「入札心得等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第3のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものとする旨を明らかにするものとする。また、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書の提出に当たって入札心得等を承諾している旨を入札書に記載させる措置をとるものとする。

なお、入札心得等を定めていない入札等においては、入札に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（別紙第4のとおり。）を提出させるものとする。

- 2 契約担当官等は、前項で定めた「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させないものとする。

（入札無効の措置）

- 第3 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する行為が認められた場合、当該入札を無効とするものとする。

- 2 契約担当官等は、前項の措置を講ずることを入札心得等により明らかにしなければならない。ただし、入札心得等を定めていない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

（契約解除）

- 第4 契約担当官等は、第1の「暴力団排除に関する特約条項」に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

（照会手続）

- 第5 契約担当官等は、入札者等、落札者、既に契約を締結した相手方、再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は再請負人等について、排除対象者に該当するか否かを確認するため、必要があるときは当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）に参考となる資料を添付のうえ照会するものとする。

- 2 契約担当官等は、本合意書に基づき、入札等又は契約から排除した排除対象者が、排除後に行う入札等について参加を希望した場合であって、必要があると判断したときは、前項の照会を行うものとする。

（回答）

第6 暴力団対策主管課長は、第5の照会を受理したときは、速やかに調査の上、契約担当官等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

（通知）

第7 暴力団対策主管課長は、契約担当官等が行う公共事業等の契約について、農林水産省の行う入札等における入札者等、落札者、既に契約を締結した契約の相手方、再請負人等になろうとする者又は再請負人等が排除対象者であると認めたときは、農林水産省大臣官房経理課長に対し、その旨を通知することができる。

（不当介入を受けた場合の措置）

第8 契約担当官等は、契約の相手方に対し、自ら若しくはその補助者又は再請負人等が、暴力団員等による不当要求又は業務妨害を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査に必要な協力を行うこと並びに契約担当官等への報告を行うことを義務付けるものとする。

（通報報告を怠った場合の措置）

第9 契約担当官等は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察又は契約担当官等への通報又は報告を怠った事実を確認した場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

（保護措置等）

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、契約担当官等が契約解除等を行う場合において、契約担当官等から要請、相談等を受けたときは、契約担当官等と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11 暴力団対策主管課長及び契約担当官等は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別紙第1 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条）第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙第2 暴力団排除に関する特約条項

契約書（基本形）

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙第3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙第4

誓 約 書 (例)

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別記様式第1号

文書番号
年 月 日

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照会事項	「農林水産省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」における暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。 都道府県暴力団対策主管課長 殿 契約担当官等（官職・氏名） 印			

※1 役職名、氏名、生年月日及び住所については、「暴力団排除に関する誓約事項」、「暴力団排除に関する誓約書」又は「暴力団排除に関する特約条項」に基づいて入札者等から提出される役員名簿及び登記簿謄本の写しにより確認できる範囲において記載する。

※2 入札公告、入札書等及び契約書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第2号

文書番号

年 月 日

契約担当官等 殿

〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 印

回 答 書

農林水産省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、〇年〇月〇日付第（文書番号）号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する
 - ・ 該当しない
- 5 理由
- 6 その他

